

全国原子力発電所所在市町村協議会副会長 森 卓朗 川内市長説明資料

- 電源三法の運用改善について
- 原子力災害対策特別措置法の早期制定について
- 安全確保体制の強化について

平成１１年７月２日

電源3法の運用改善について

改2 H11, 4, 30

全国原子力発電所所在市町村協議会

(1) 電源3法の立法趣旨の確認

- (1) 電源3法（電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法）は、電源立地市町村の公共施設等を整備し、電源立地促進を図ることを目的とした法律であり、昭和49年に全国原子力発電所所在市町村協議会が全力を結集してその立法化を図った成果である。（写真1）（当時の科学技術庁長官平泉渉、佐々木義武、森山欣司、熊谷太三郎、通産大臣中曽根康弘、国会議員田中角栄、福田一、桜内義雄、齋藤邦吉、渡部恒三、梶山静六、小沢辰男 他各先生にご尽力頂いている）

この法律によって、原発立地市町村は大きく発展するものと期待された。

- (2) しかるに、法律成立後約20年経過した原発立地市町村の人口・財政力指数の推移（資料1）のとおり、立地市町村の振興が依然として図られない状況となっている。

- (3) その原因を推定すると、電源3法の運用に一因があると考えられる。

① 電源開発促進対策交付金の少ない支出額。

電源開発促進対策交付金の予算・決算の推移（資料2）をみると、実質的な支出額は少なく（予算は多い）、電源開発促進対策特別会計内で他の予算科目に回されている。

反面、このような運用によって原発所管省庁の外郭団体の団体数やその予算の増加となって表れているのが目立っている。（資料3、4、5）

② 電源開発促進対策交付金の短期的な交付。

電源開発促進対策交付金は、原発立地当初の短期的な交付であり、恒久的発展には結びつかない。また運転後の固定資産税についても、急激に減少していく有様である（資料5）。

（現行の交付金は短期的であり、『原発の火は灯り続けても、町の火はすぐに消えてゆく』という人もいる）

- ③ 以上のような運用は、全く法の精神を逸脱したものであると云わざるを得ない。（実態は電源2法ではないか？）このような運用状態を長年にわたり続けてきた結果、立地市町村は発展せず、また新規立地地点の原発立地受入れの動機にもならず、今日の電源立地難の状況を招いているといっても過言でない。

(2) 電源対策促進対策特別会計 法の運用の実態 (詳細説明)

(1) 電源開発促進対策特別会計法上の支出対象事業の規定

(昭和49年6月 立法時)

○電源開発促進対策交付金

○発電用施設周辺地域における安全対策のための財政上の措置
その他発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるもの。

(昭和55年6月 改訂時)

○電源立地対策〔電源立地勘定〕

・電源開発促進対策交付金

・発電用施設周辺地域における安全対策のための財政上の措置
その他発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置
(技術開発を主たる目的とするものを除く)で政令で定めるもの。

○電源多様化対策〔電源多様化勘定〕

・エネルギーで石油に代替するものとして政令で定めるもの
発電のための利用を促進するための財政上の措置であって
次に掲げるもの。(動燃に対する出資など、他略)

(2) 特別会計の電源立地勘定の運用状況の問題点

① 電源開発促進対策交付金の予算額は多いが、決算ベースでは2割程度の支出に過ぎない。(資料2)

この原因は、原発立地が進まないためとしているが、毎年予算作成時に毎年多くの発電所が立地され、電源立地促進対策交付金が支出されるとの非現実的見積りに問題があると推定される。電源特会の資金が確実に原発立地市町村に渡り、真に原発立地地域の振興に寄与するような運用をすべきである。

〔また、エネ庁の説明によると、翌年度特別会計の資金の確保のため、予備費の意味でこの交付金に積み残しているとしているが、地元には交付額が少ないことに変わりはない。〕

② さらに、その結果生ずる電源立地促進対策交付金の多額の不用額について、翌年度の電源特会の他支出項目の予算に計上されているが、電源立地促進対策交付金の支出がほとんどなされない状況にあっては、数年度を集計して考えると、電源立地促進対策交付金以外の支出項目で支出されているといえる。

つまり、原発立地市町村に交付されるはずの予算が、安全性実証試験の名目でその関係機関に予算が流れており(資料3、4、5)、実質的には僅かしか原発立地市町村に交付されていない。

- ③ 安全性実証試験は、本来原発機器の開発メーカーが企業責任において行うべきものであり、なぜ電源特会から支出されるのか？（住民の不安対策のためとするなら、単なる名目にすぎないのではないか？）

またさらに、不用額が生じたとしても、地域振興のために使用されるべき予算であり、地域の恒久的発展に結びつく施策に投ずるべきである。

（３） 電源３法の立法趣旨に沿った運用改善案

- （１） 電源開発促進対策特別会計法から安全性実証試験への支出は、施行令を順守して、排除すべきである。
- （２） 電源地域振興という目的達成のため、電源３法の運用を運転期間中においても交付を充実強化し、また原子力発電施設解体撤去時まで延長を図るべきである。

原発立地市町村の協力は、単に原発建設までではなく、運転期間中においても行っている。例えば、事故故障発生時には住民に対する調査結果の広報措置などにより発電所の社会的基盤が形成され、発電所の運転が出来るのである。また安全対策や防災対策などの周辺環境対策をすることにより原発は運転できるのである。（米国では防災計画について地元の協力が得られず運転出来なかった原発もある。）釣った魚に餌はやらないという考え方は論外である。

原発立地市町村は従来から恒久的地域振興を望んでおり、原発運転期間中においても継続して交付金を交付すべきである。

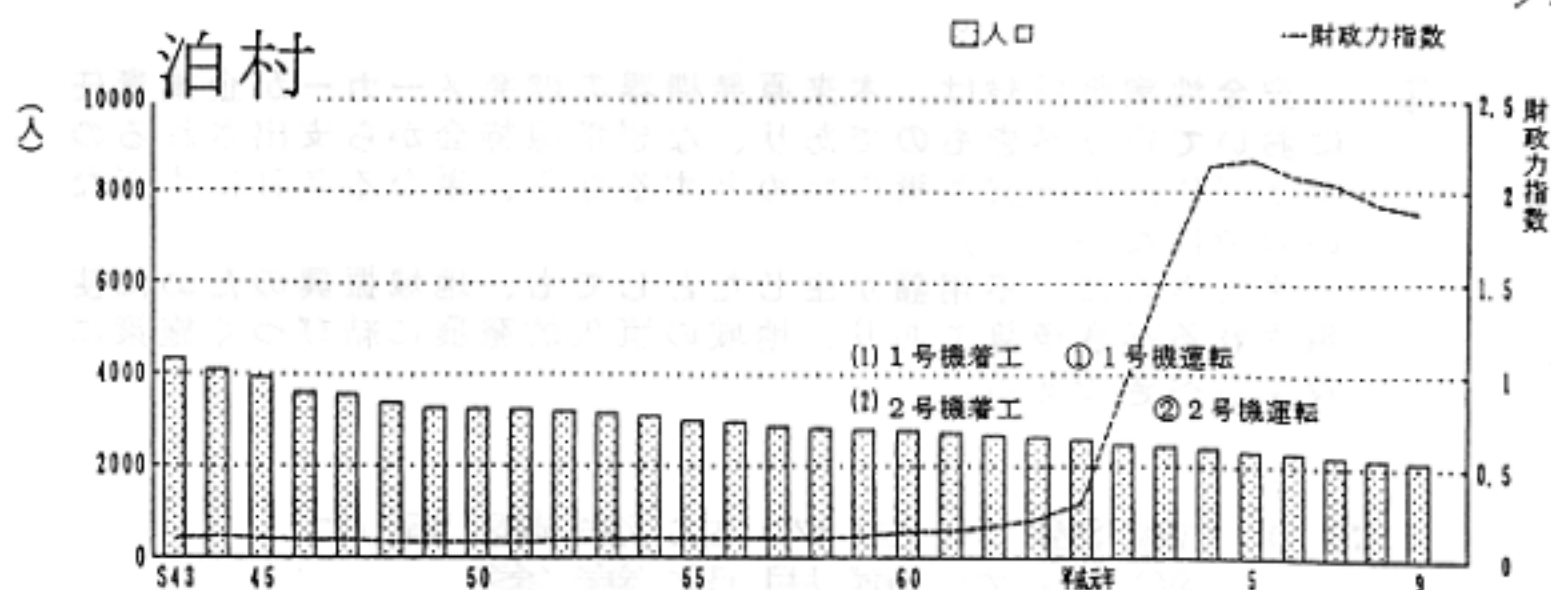
さらに、電源３法関係各種交付金の交付等は、すべて運転終了までとなっており、施設の解体撤去までとすべきである。

以上のとおり、電源３法の運用を早期に改め、原発立地市町村の恒久的地域振興の強化を図り、原発とともに町も発展するという実現し、原発立地の促進を図るべきである。

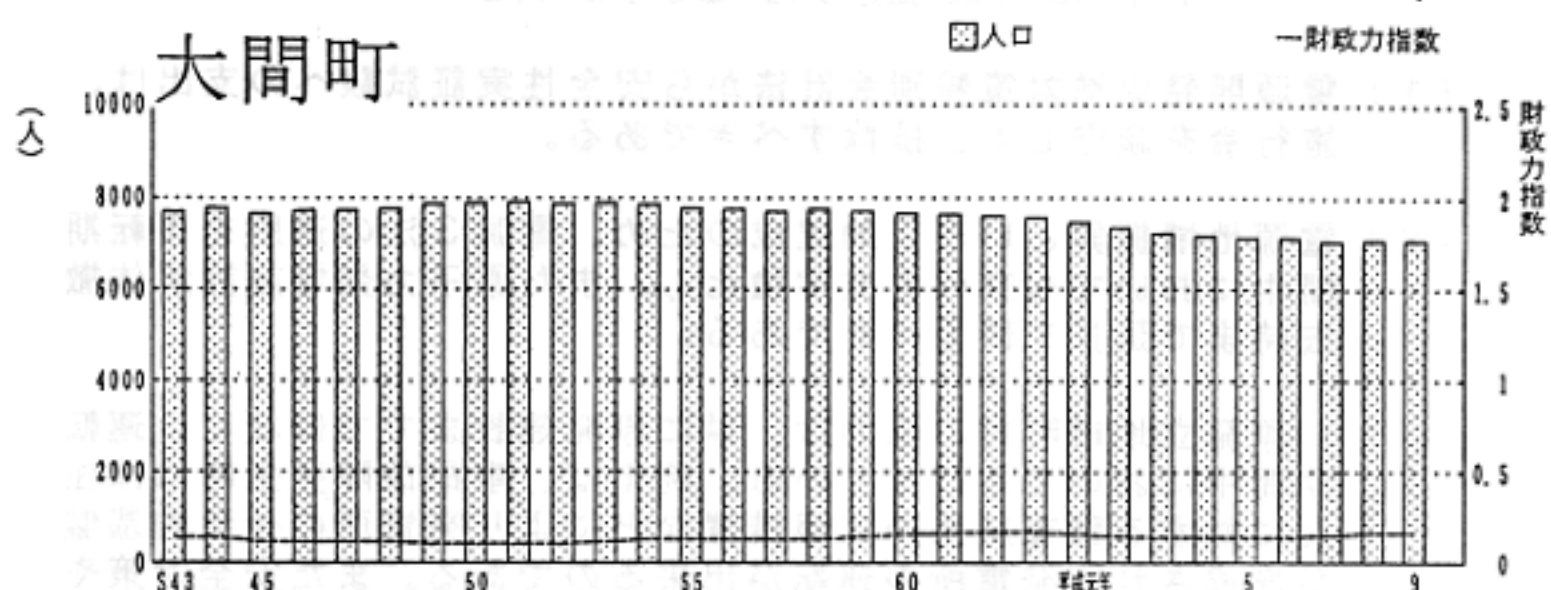
（参考資料）

- 資料１ 原発立地市町村の人口・財政力指数の推移
資料２ 電源開発促進対策交付金の決算状況調べ
資料３ 電源開発促進対策特別会計の運用状況（平成８年度）
資料４ 電源開発促進対策特別会計に関する質問に対する答弁書
資料５ （財）原子力発電技術機構 受託予算の推移
資料６ 原子力発電所に関する固定資産税収入と電源開発促進対策交付金（単純化モデル）
写真１ 原子力発電所関係法案早期成立全国大会（昭49年2月26日）

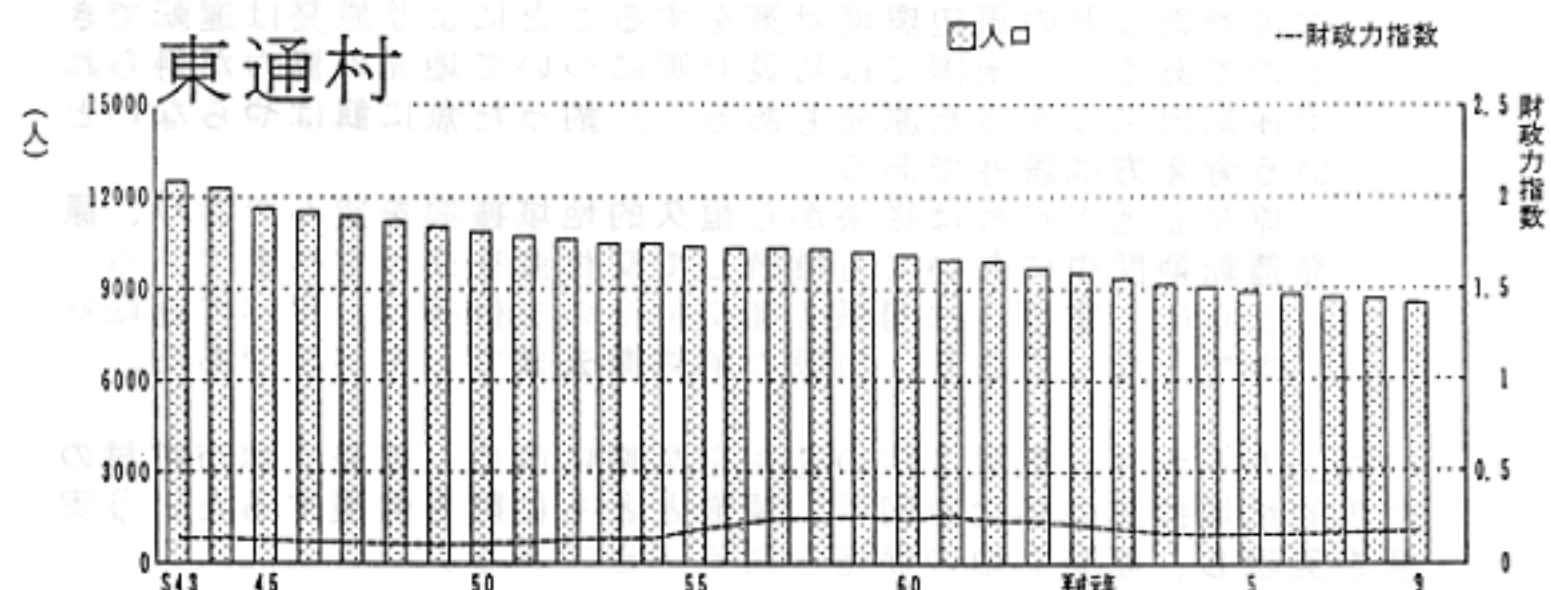
泊村



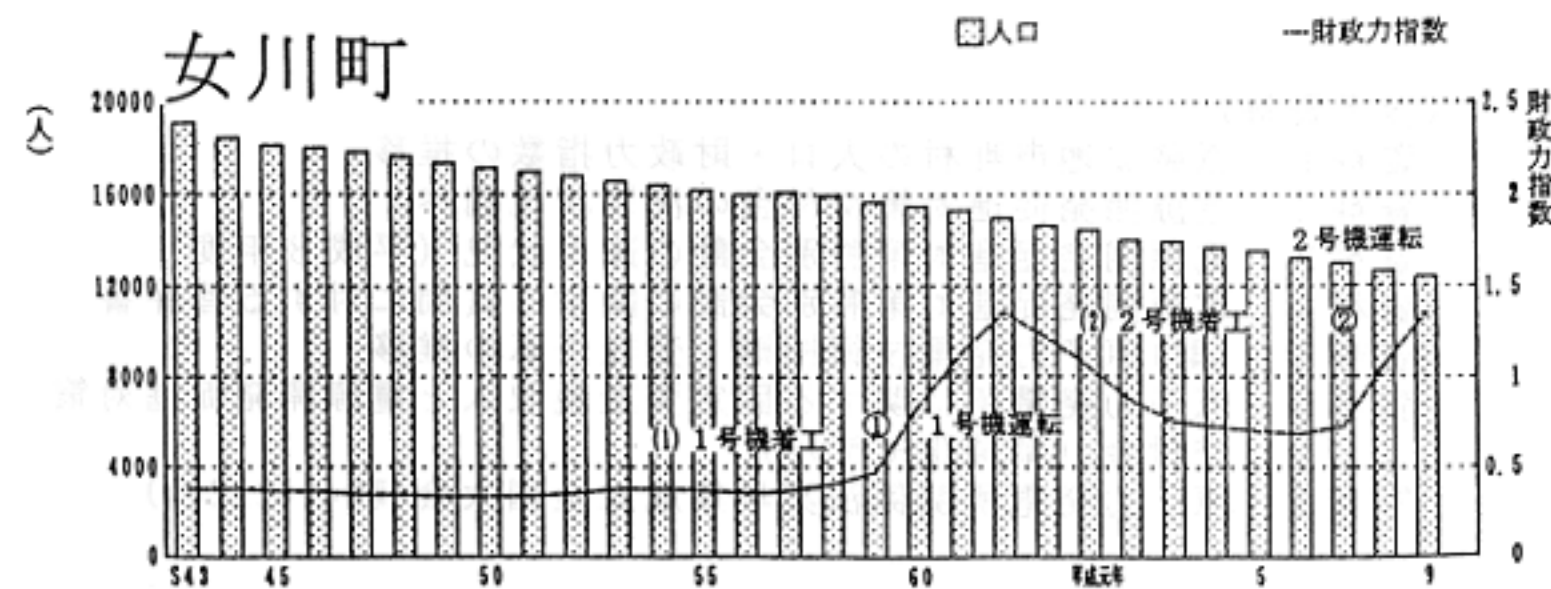
大間町



東通村



女川町

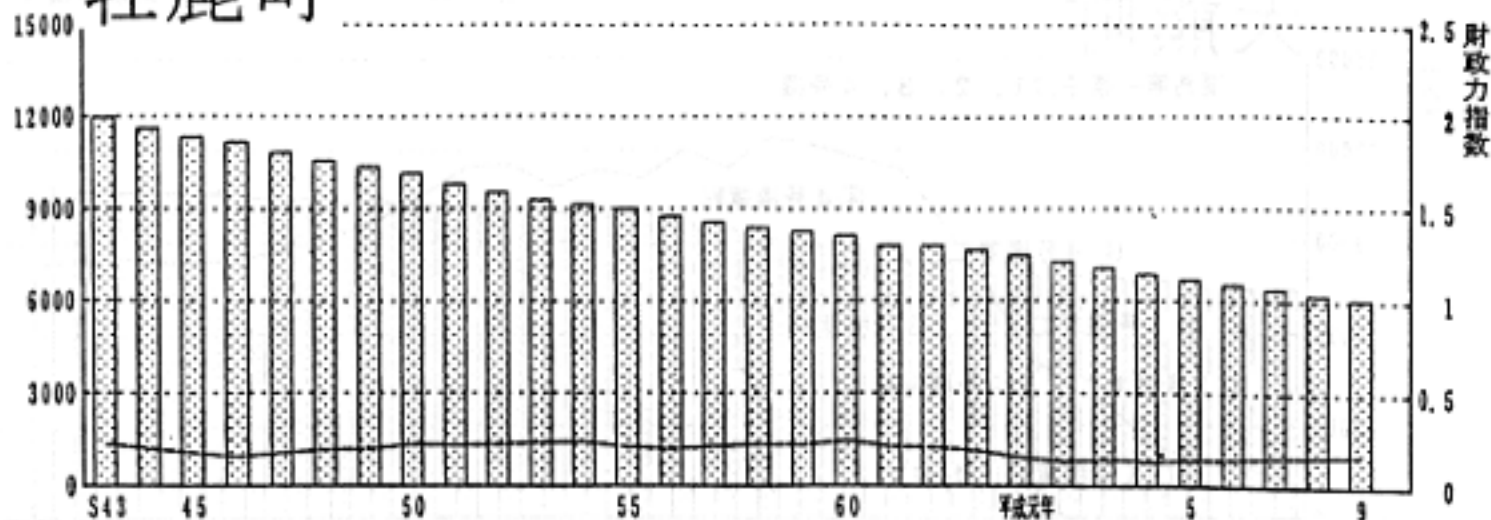


牡鹿町

人口

一財政力指数

(人)

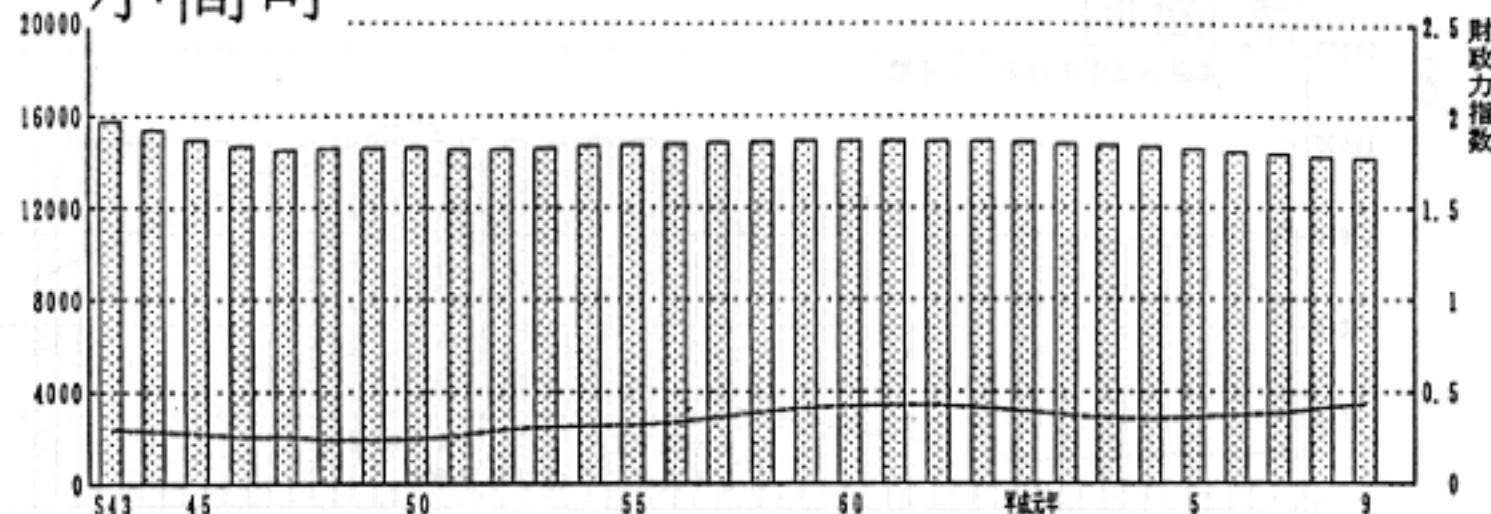


小高町

人口

一財政力指数

(人)

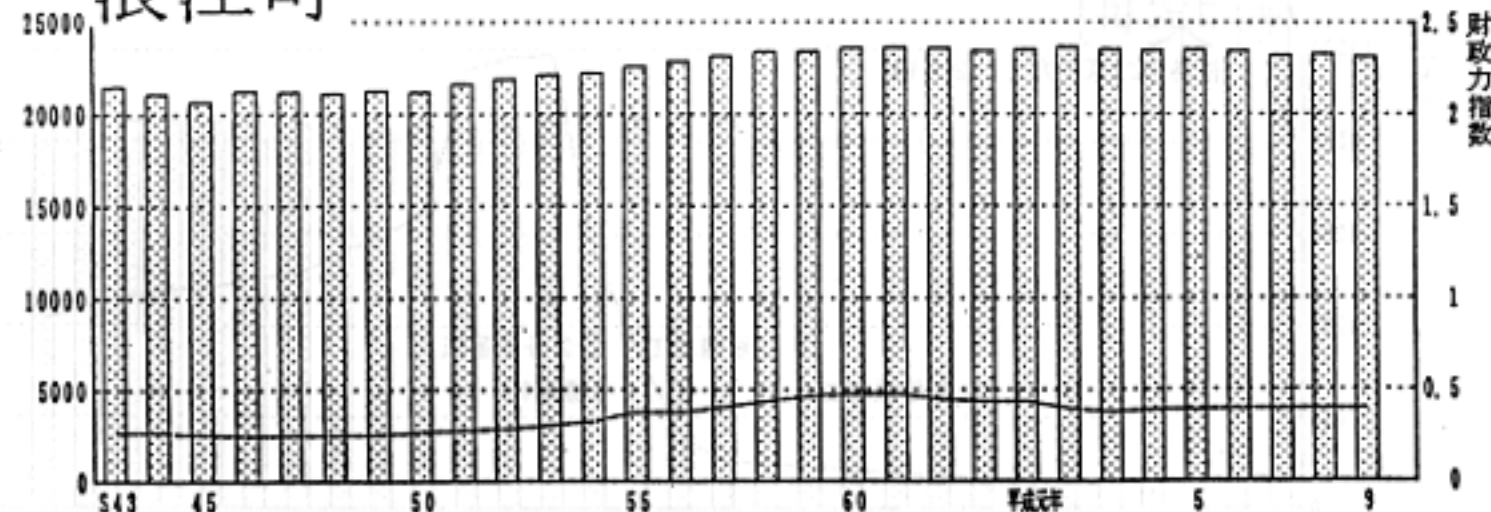


浪江町

人口

一財政力指数

(人)

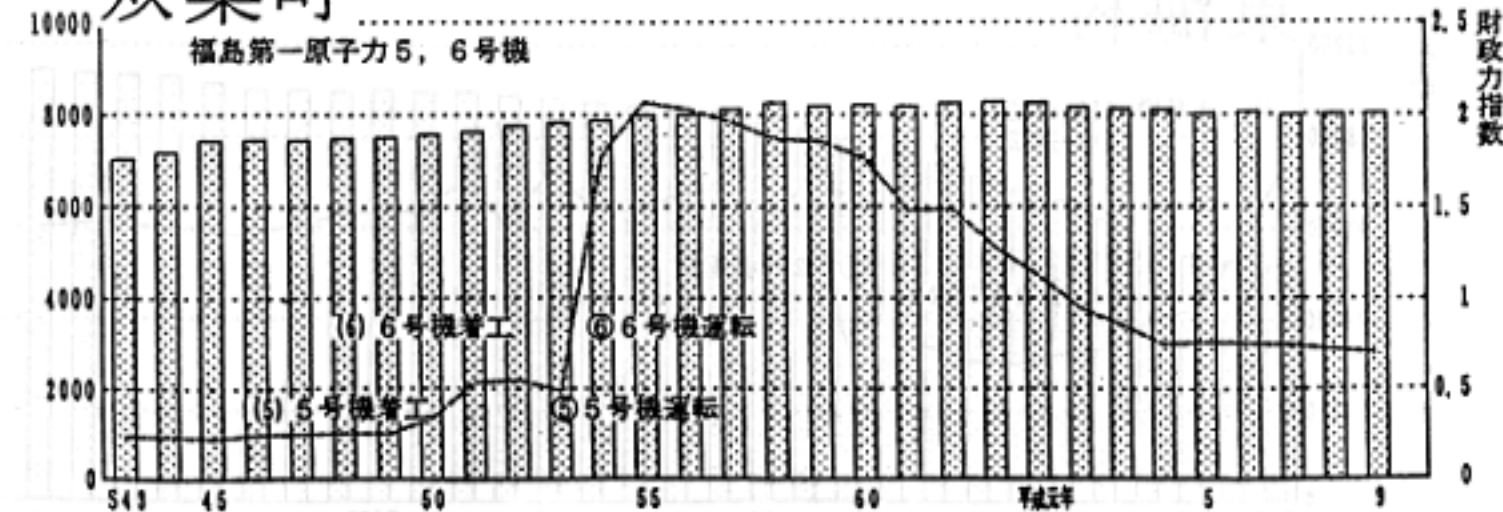


双葉町

人口

一財政力指数

(人)



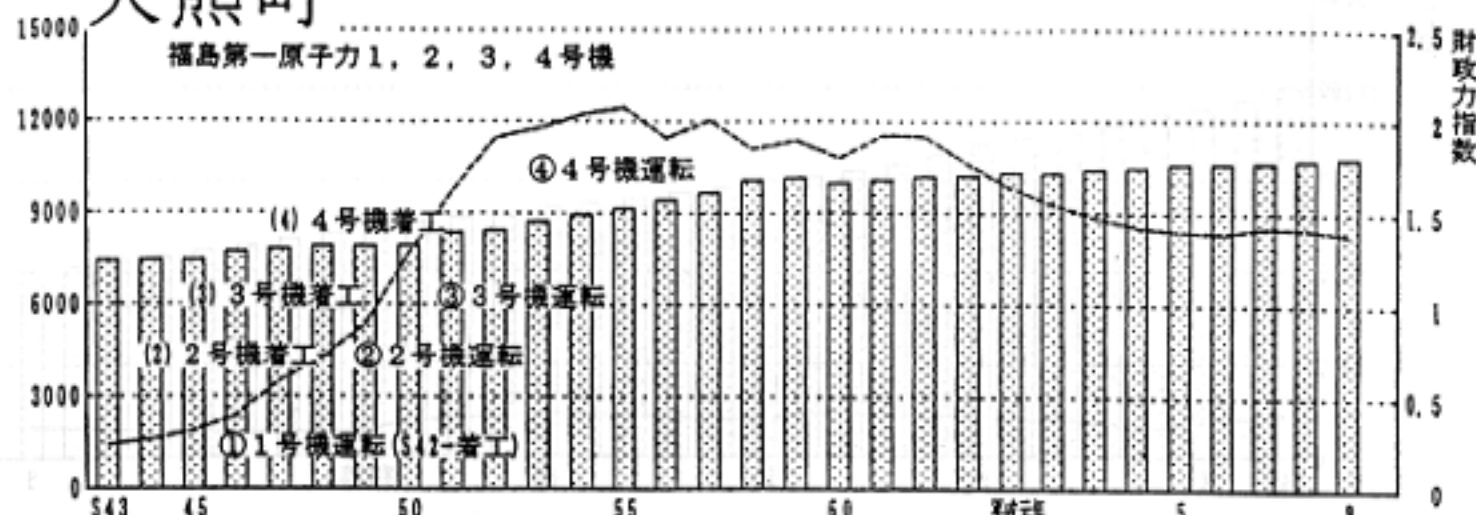
大熊町

福島第一原子力1, 2, 3, 4号機

(人)

人口

一財政力指数



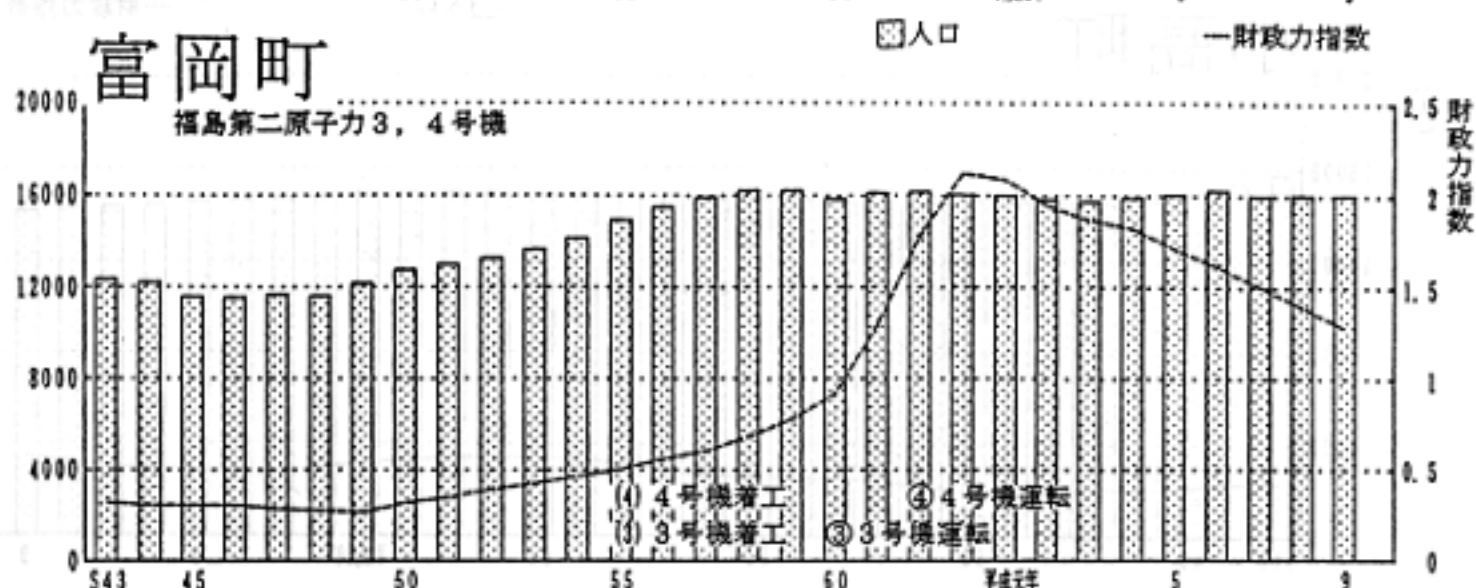
富岡町

福島第二原子力3, 4号機

(人)

人口

一財政力指数



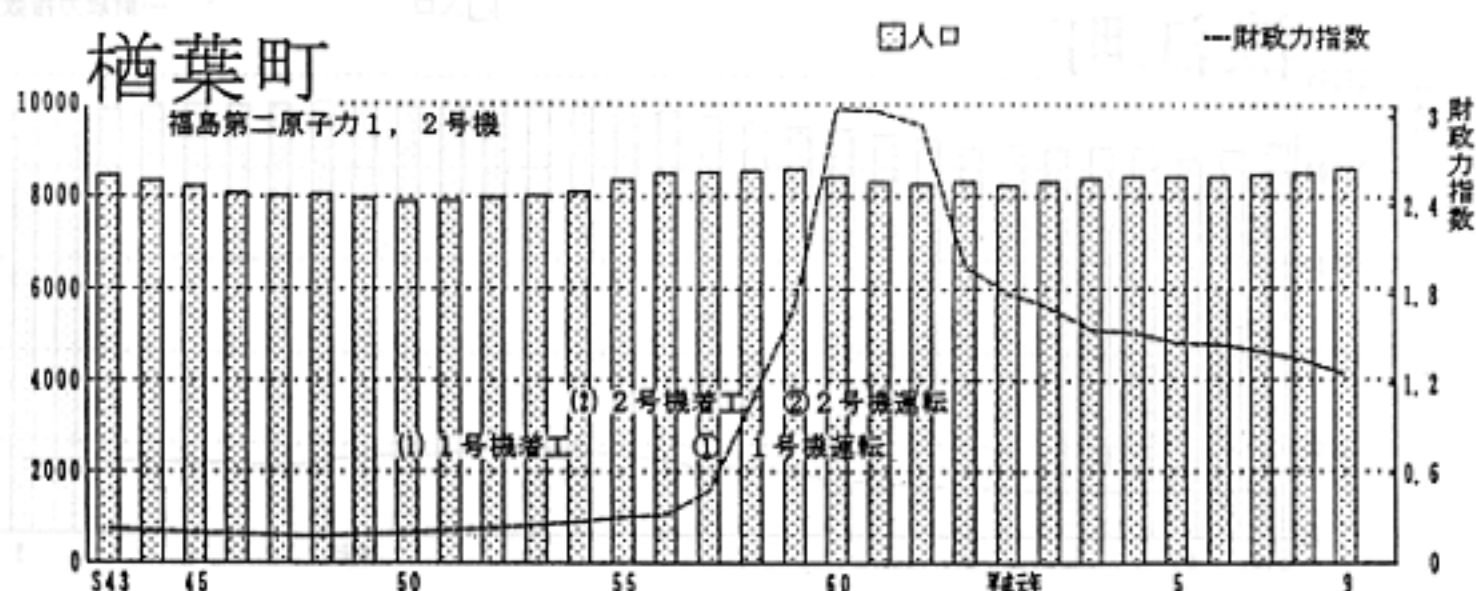
楢葉町

福島第二原子力1, 2号機

(人)

人口

一財政力指数



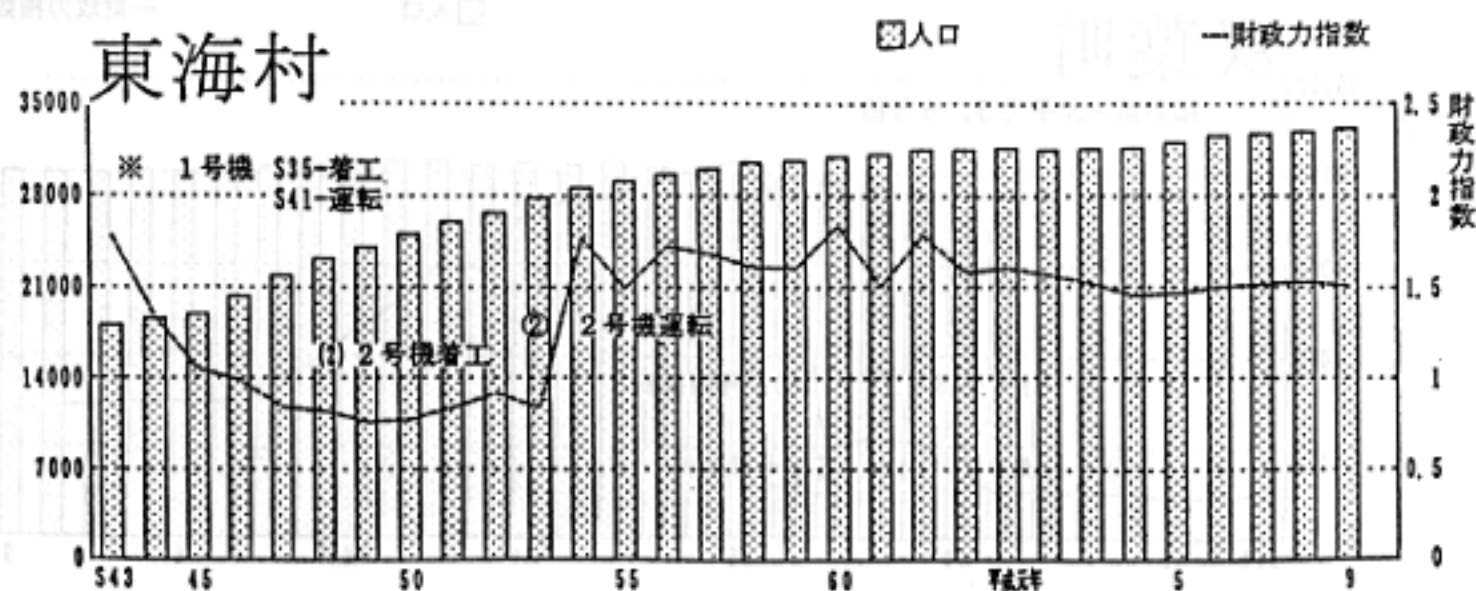
東海村

※ 1号機 S35-着工
S41-運転

(人)

人口

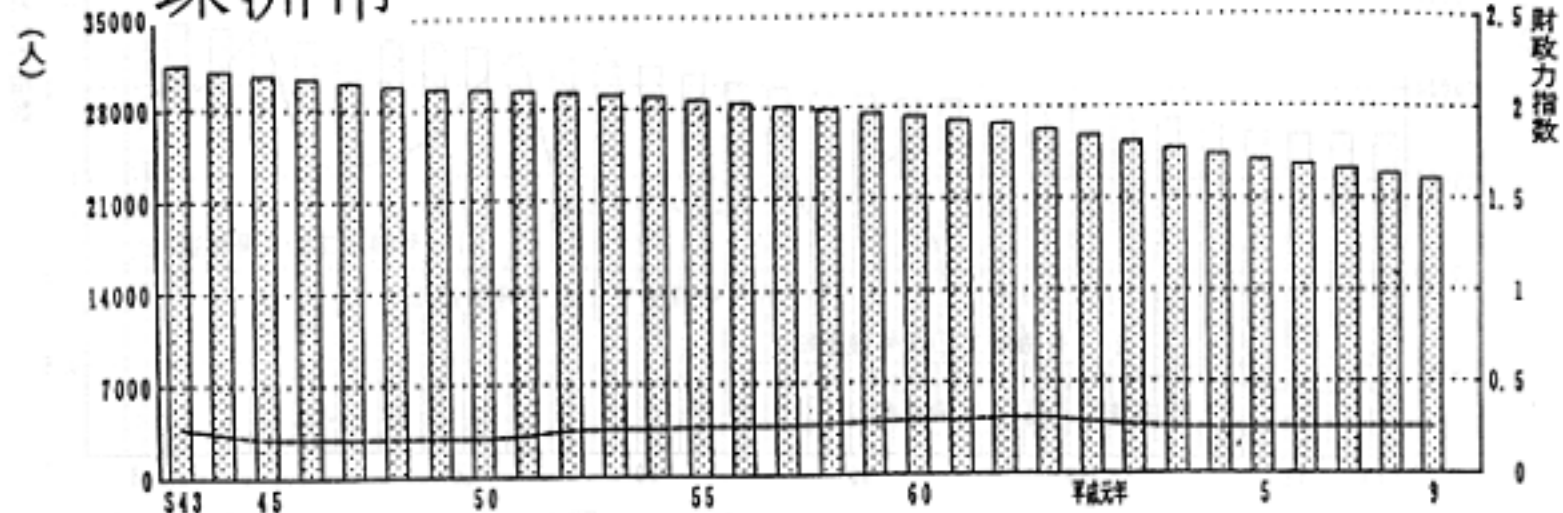
一財政力指数



珠洲市

人口

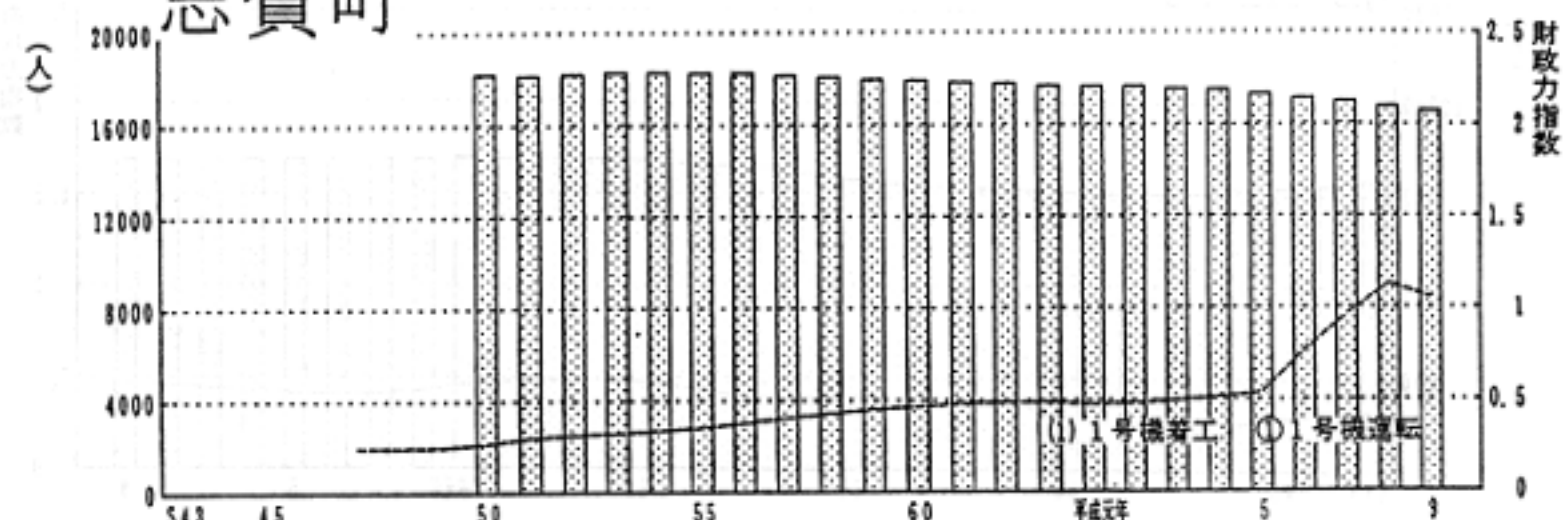
一財政力指数



志賀町

人口

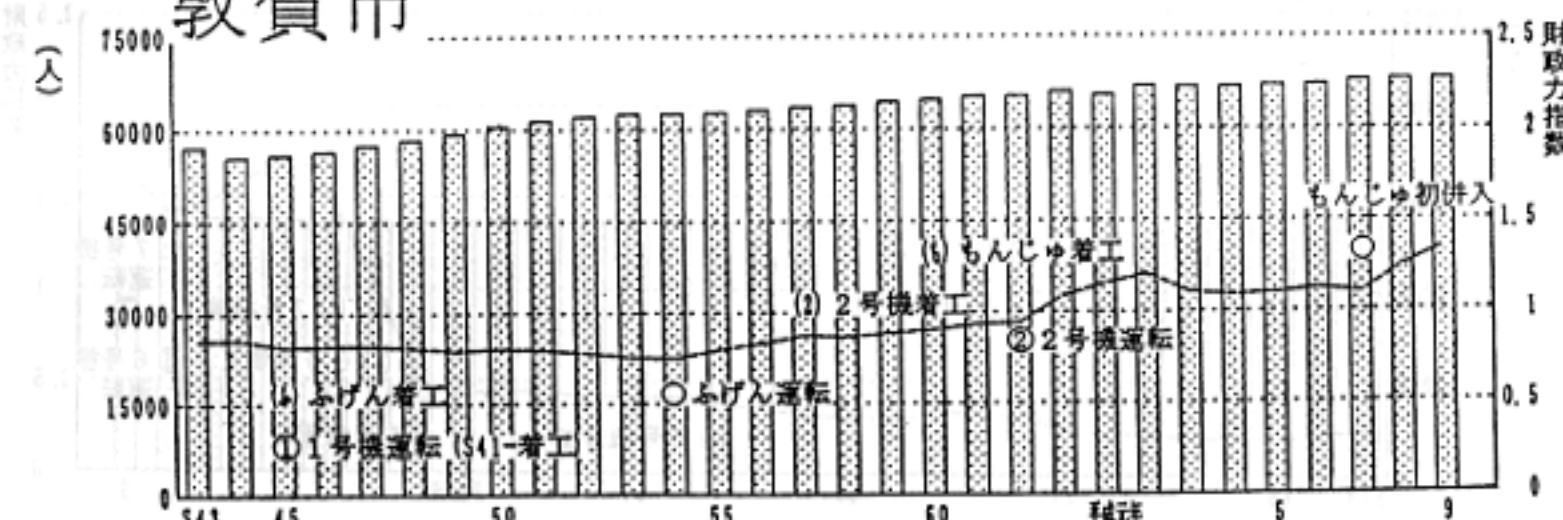
一財政力指数



敦賀市

人口

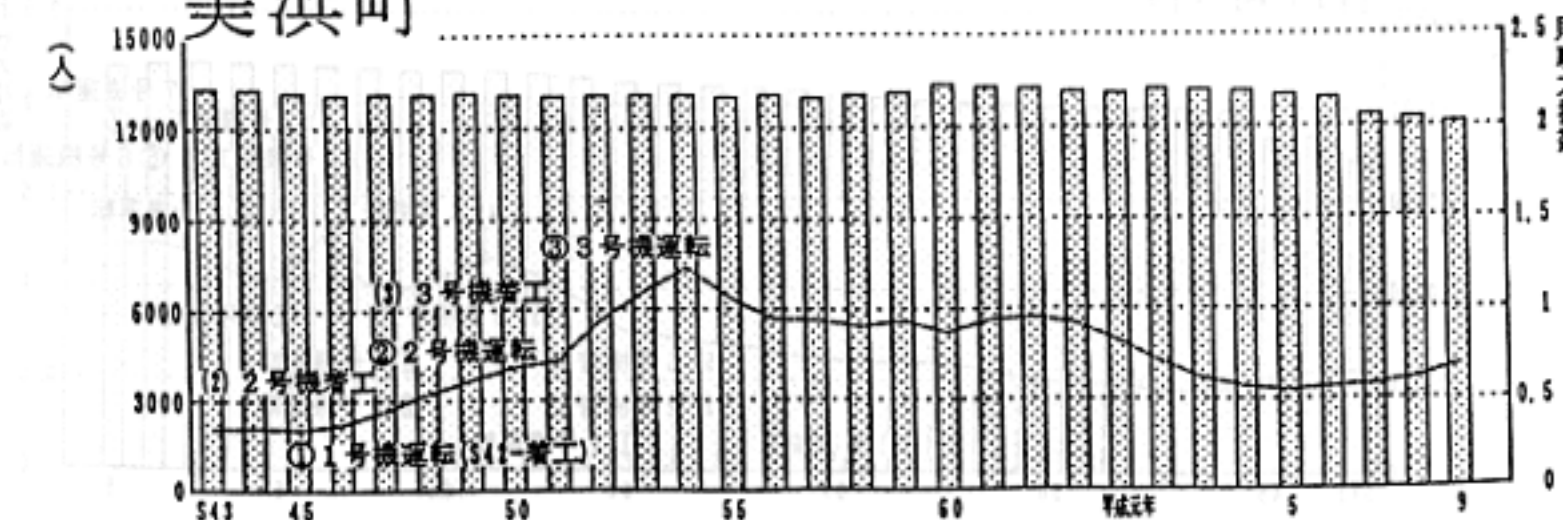
一財政力指数



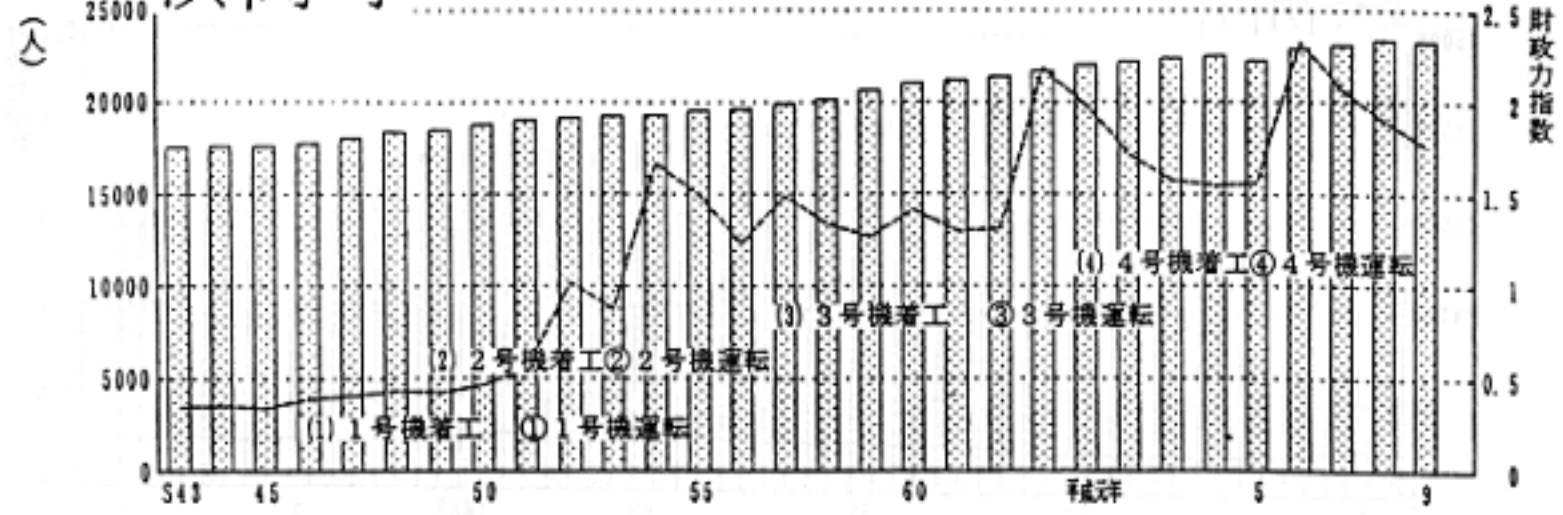
美浜町

人口

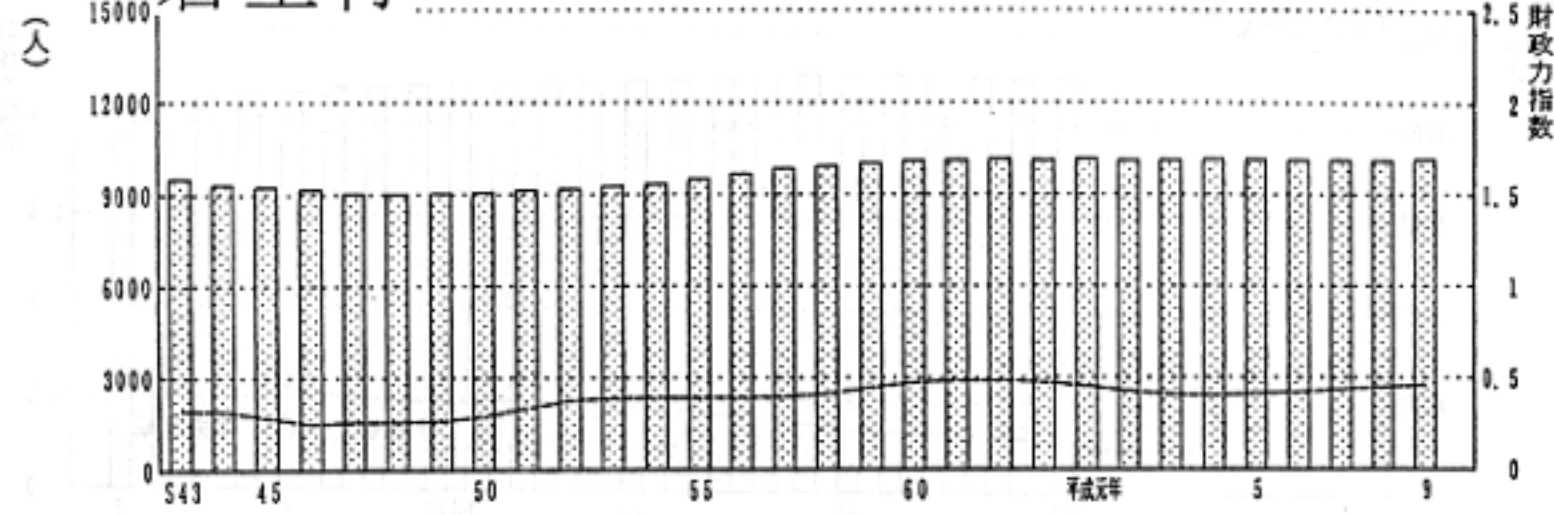
一財政力指数



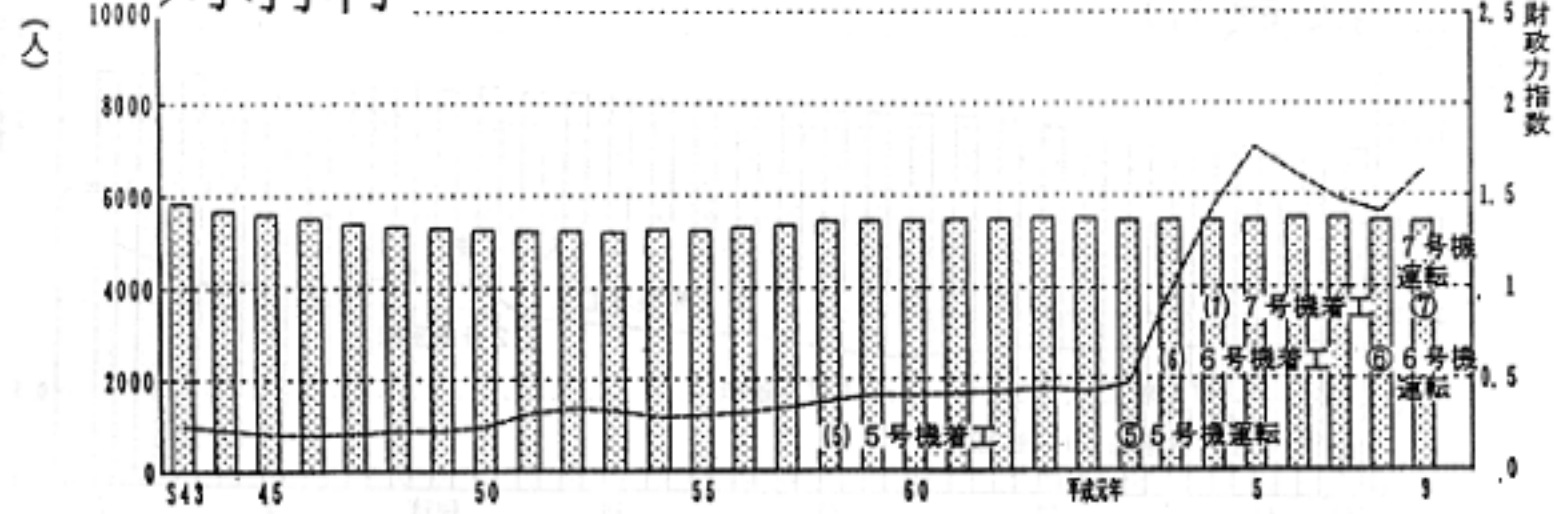
浜岡町



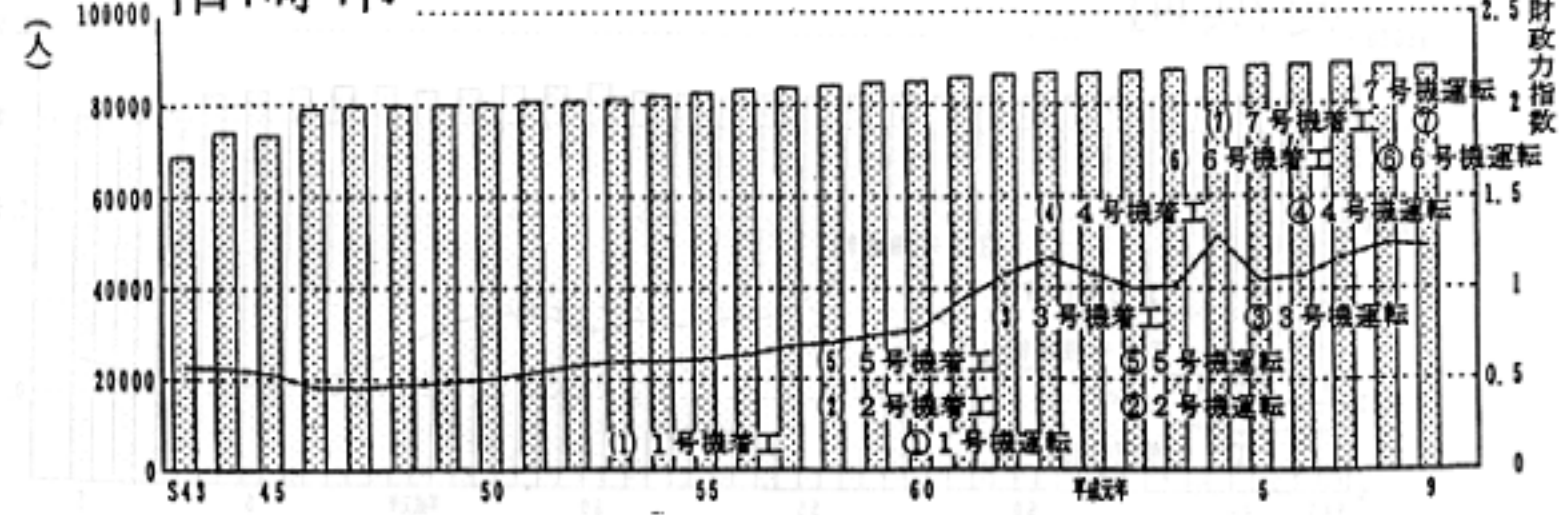
岩室村



刈羽村



柏崎市

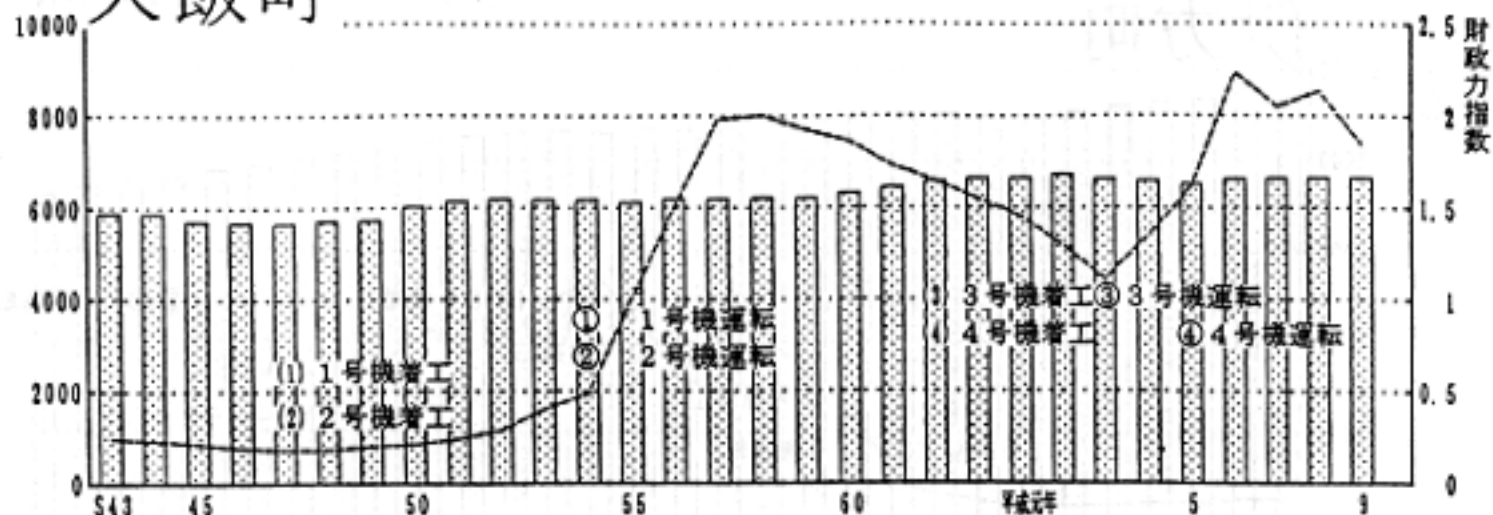


大飯町

人口

一財政力指数

(人)

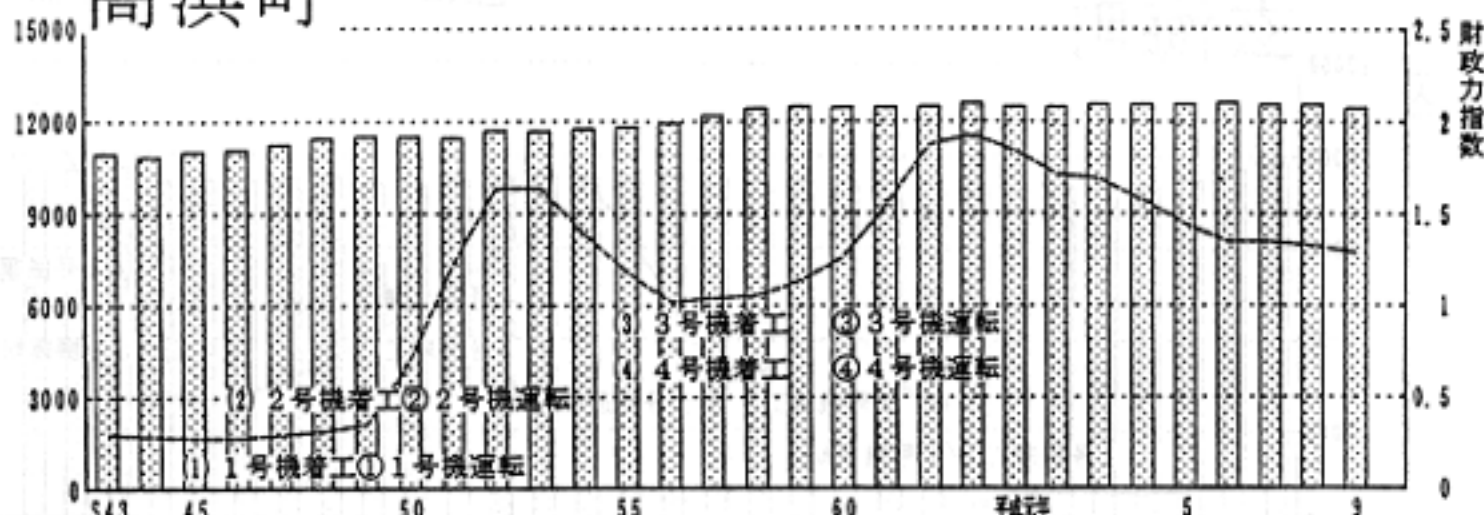


高浜町

人口

一財政力指数

(人)

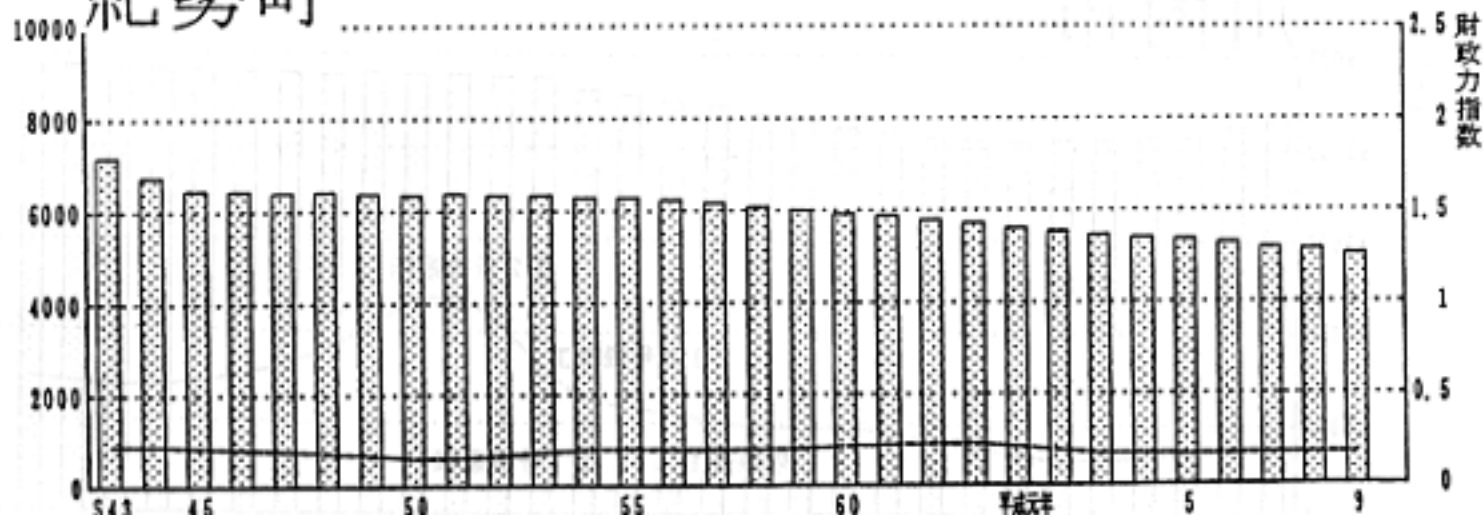


紀勢町

人口

一財政力指数

(人)

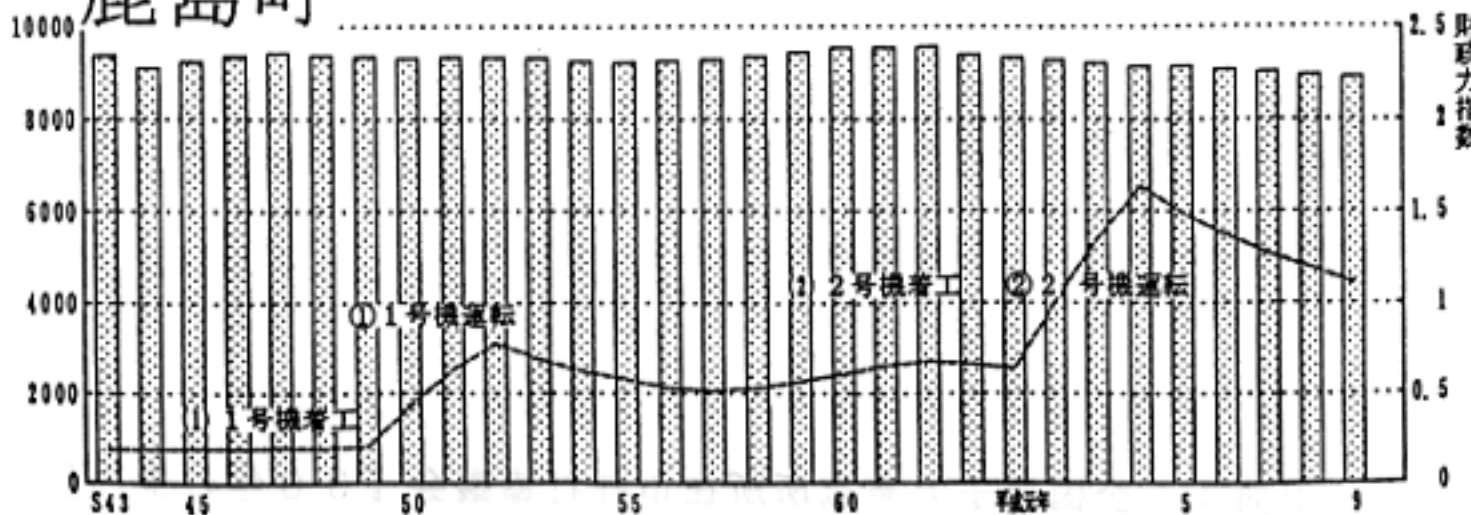


鹿島町

人口

一財政力指数

(人)

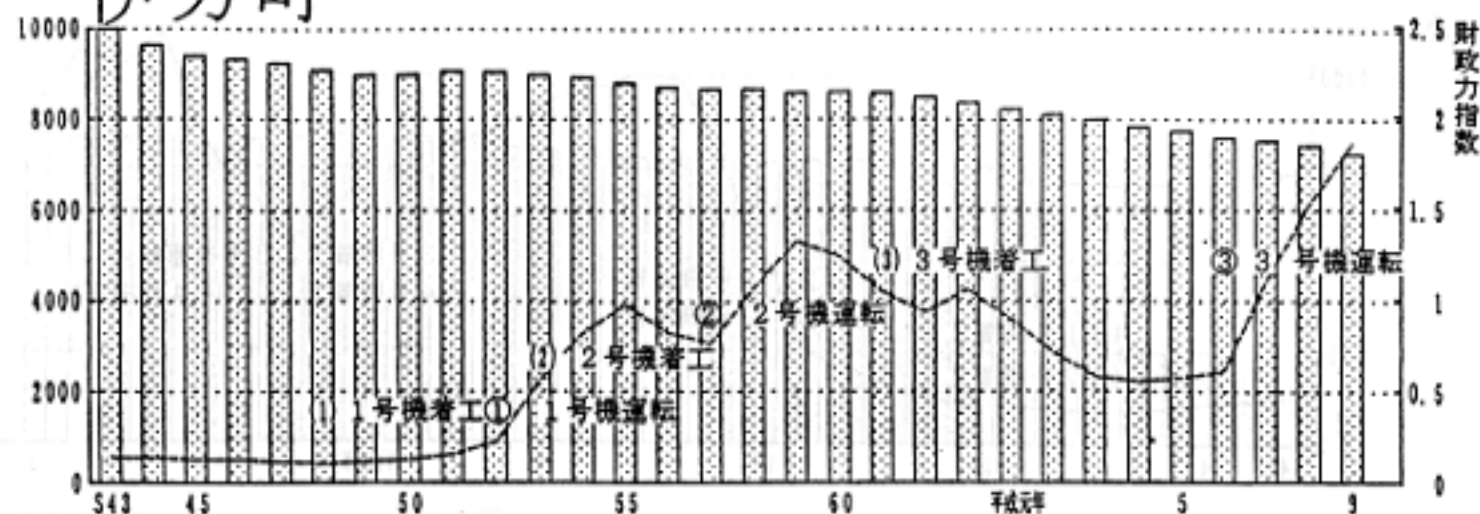


伊方町

人口

一財政力指数

(人)

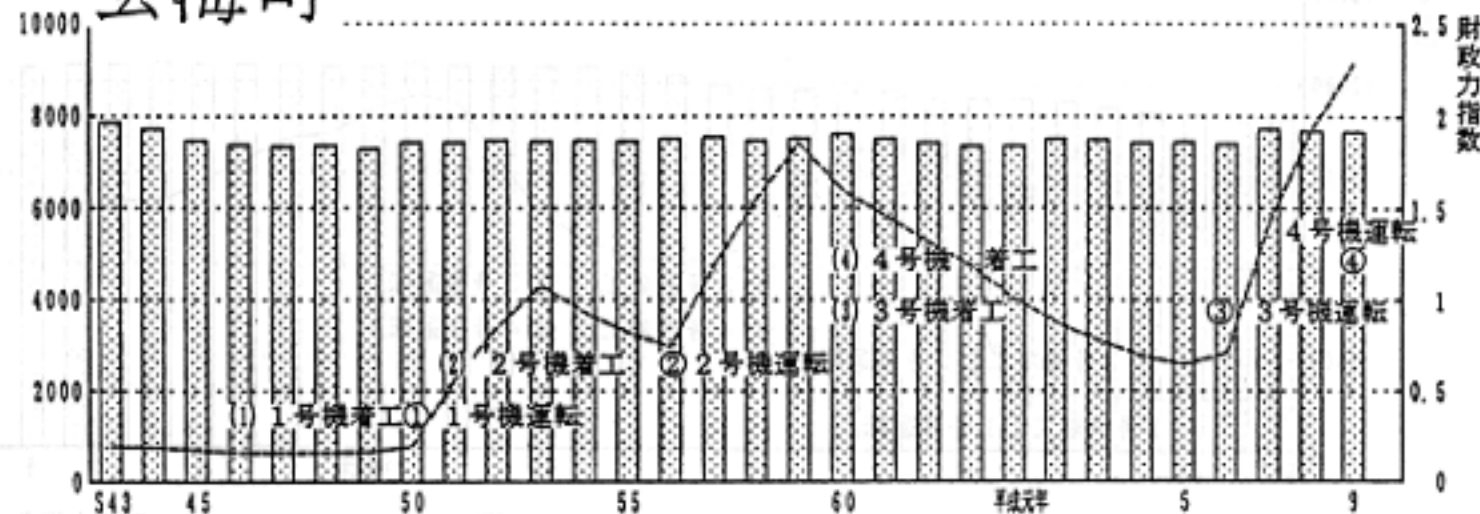


玄海町

人口

一財政力指数

(人)

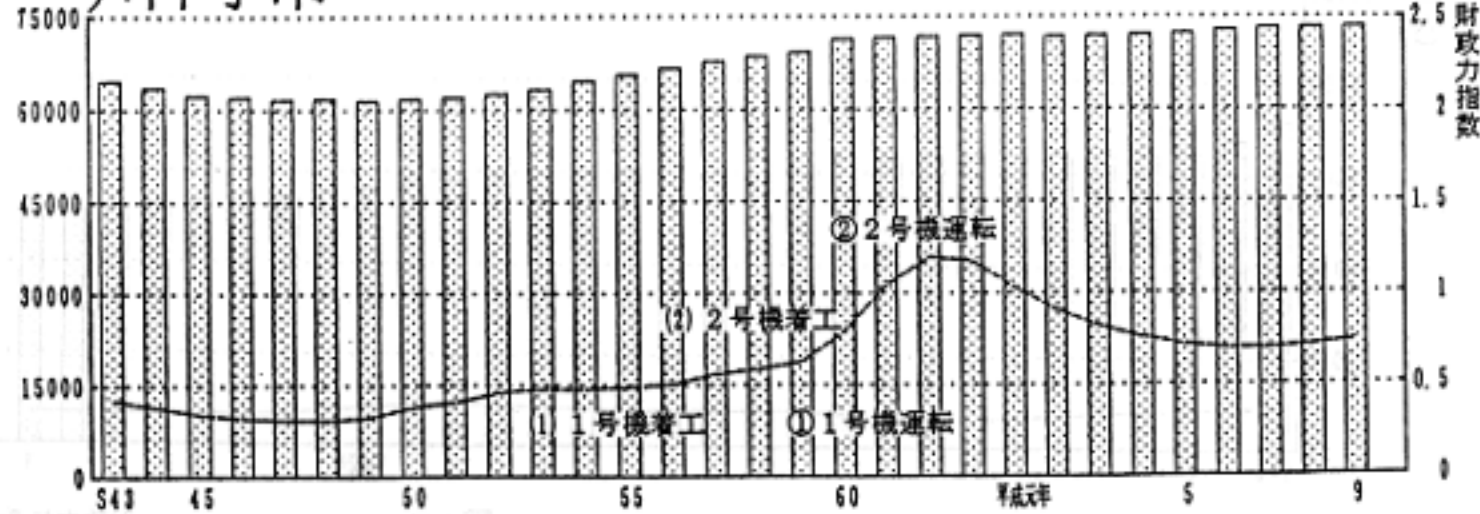


川内市

人口

一財政力指数

(人)

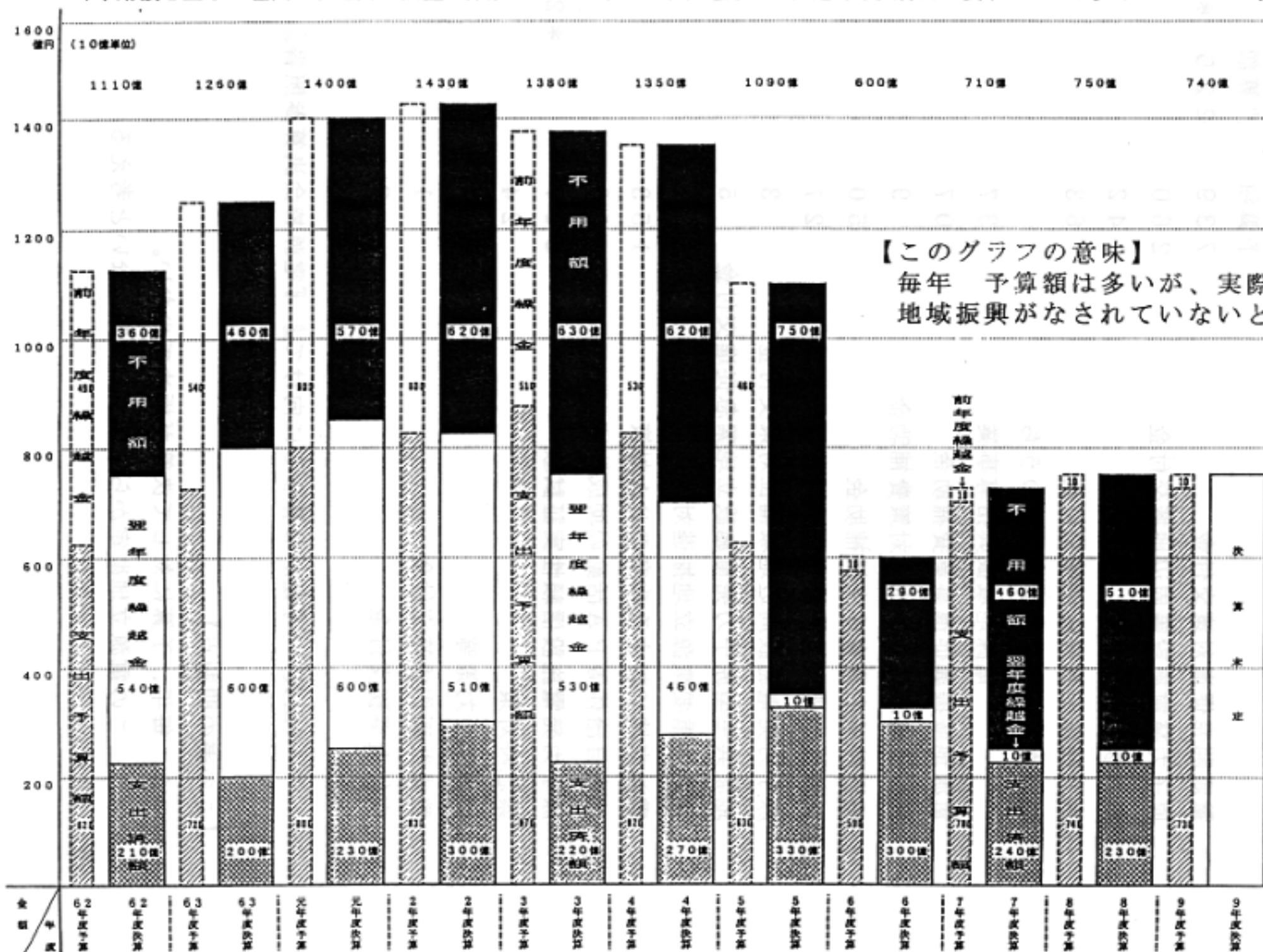


(年)

電源立地促進対策交付金の決算状況調べ

(出典 電源開発促進対策特別会計決算参照書)

「不用額を生じた理由は、地元の調整が難航したこと等により、電源立地促進対策交付金を要することが少なかったこと等のため」(決算参照書より)



電源開発促進対策特別会計の運用状況

(電源立地勘定)

	平成8年度 (億円)	
	予算額	決算額
電源開発促進対策交付金	739	225 * 1
原子力発電施設等周辺地域交付金	260	
電力移出県交付金	142	
水力発電施設周辺地域交付金	63	
電源立地推進調整等委託費のうち		
電源地域振興指導事業	37	
電源地域振興促進事業費補助金	107	
電源立地地域温排水等対策費補助金	9	
電源地域産業育成支援補助金	50	
電源立地地域温排水等広域対策交付金	27	
原子力発電施設周辺地域福祉対策交付金	3	
地域共生型原子力発電施設立地緊急促進交付金	5	
要対策重要電源立地推進対策交付金	27	
電源立地に対する政府のP A対策	153	
地方自治体等P A活動の助成等	59	
原子力発電施設信頼性実証試験	357	* 2
緊急時対策	24	
環境保全対策等	146	
整備計画作成等交付金	1	
交付金事務交付金	2	

(出典) 『豊かな暮らしに向けて』『電源特会決算参照書』

【この表の問題点】

- * 1 毎年、予算に対して決算が極めて少ない。
- * 2 この電源立地勘定から支出する予算でないと考える。

**電源開発促進対策特別会計に
関する質問に対する答弁書**（抜粋要約）
（平成10年8月7日付け 質問者は中川智子衆議院議員）

原子力発電安全対策等委託費（平成8年度決算の例）

再処理施設の耐食安全性等実証試験	
日本溶接協会他5機関	32億
緊急時対策技術調査	
原子力安全研究協会他3機関	12億
コンクリート放射性廃棄物安全実証試験	
原子力環境整備センター他4機関	16億
核燃料サイクル関係推進調整費	
原子力環境整備センター他32機関	55億
燃料信頼性実証試験	
原子力発電技術機構	17億
溶接熱影響部信頼実証試験	
原子力発電技術機構他1機関	80億
原発施設耐震信頼実証試験	
原子力発電技術機構	30億
事故安全実証解析	
エネルギー総合工学研究所他1機関	30億
SG信頼実証試験	
原子力発電技術機構	10億
環境審査等調査	
電力中央研究所他10機関	24億
電源立地推進調整委託	
電力中央研究所他68機関	67億
新型負荷平準化環境影響技術調査	
新エネルギー財団	12億
電力設備磁界影響調査	
電力中央研究所	12億
（他に10億円未満の調査委託費は記載省略）	

合計 41調査項目 述べ216機関 約496億円(注1)

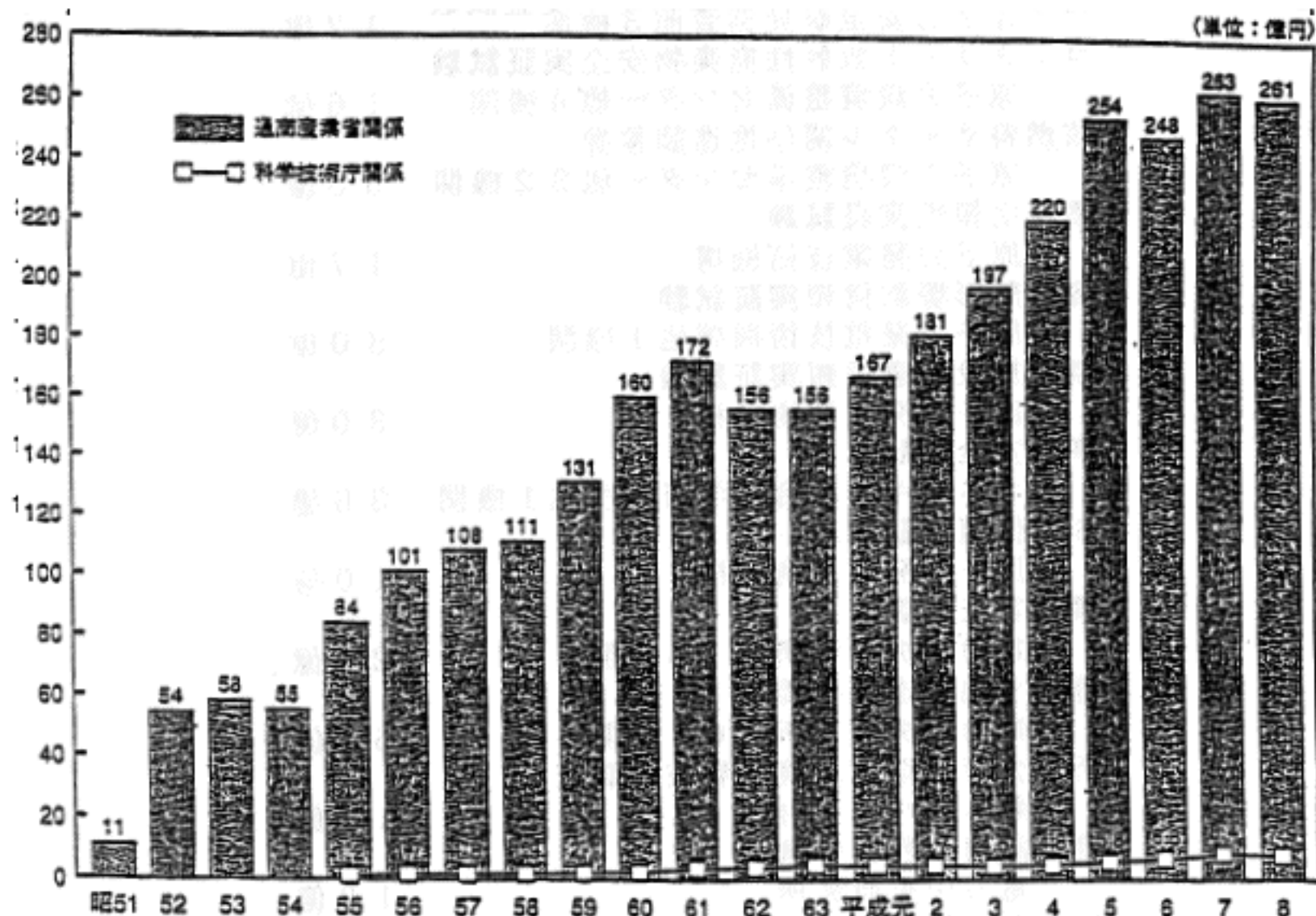
(注1)このうち、実証試験関係のみの経費は、公開資料がなく不明。

【この表の意味】

住民の不安対策のために実施しているとしているが、住民には殆ど知られてなく、また本来メーカーなどの製品開発の責任で実施されるべきものもあると考えられる。

財団法人 原子力発電技術機構

受託事業予算の推移

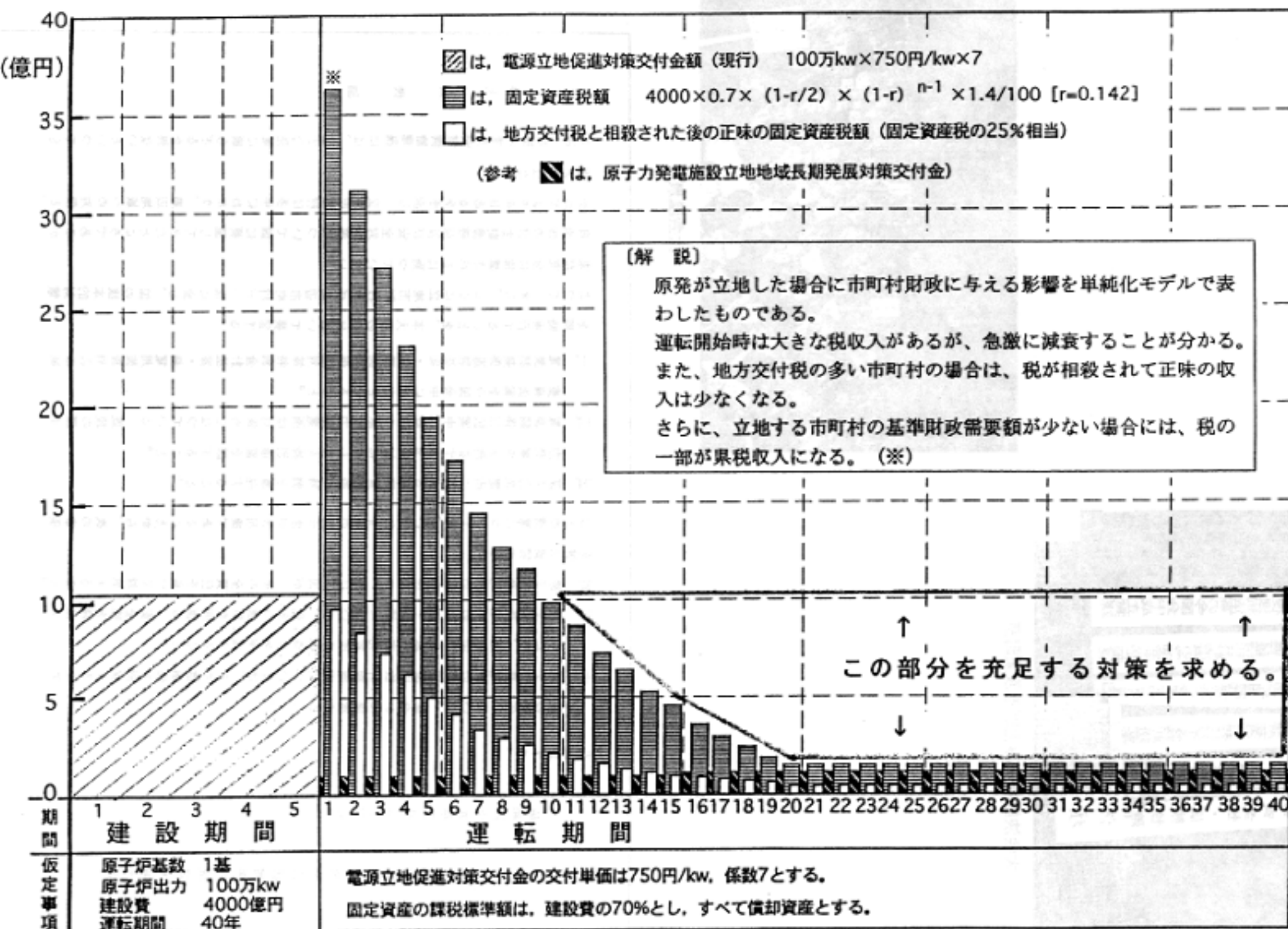


【このグラフの意味】

電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定＋電源多様化勘定）から、1つの機関に対し、約260億円もの委託費が交付されている。

このような予算執行で、電源地域の振興がなされ、電源立地が促進されるのだろうか？

原子力発電所に関する固定資産税収入と電源立地促進対策交付金（単純化モデル）



昭和49年2月26日

原子力発電所関係法案早期成立全国大会 大会決議



大会決議を読み上げる双葉町長



大会風景

大会決議

今後、我々の電力安定供給確保には、原子力発電に頼らざるを得ないといつても過言ではない。

かねてより今日あるを予測し、立地市町村は多年にわたり、周辺地域への対策と、自治体の自主財源確保及び安全対策等について国に要請してきたところであるが、未だ充分に措置されるに到っていない。

よつて、本日、ここに立地市町村及び周辺市町村が一堂に会し、国の抜本的対策を即時実行することを、本大会の名において要請する。

一、電源開発促進税法・電源開発促進対策特別会計法案・発電用施設周辺地域整備法案を今国会中に成立させること。

二、電源関係三法案中、既設の原子力発電所は対象外となっている。既設の原子力発電所を所在する市町村に対しても特別措置を講ずること。

三、原子力発電所に対する固定資産税の特例を撤廃すること。

以上の措置については、いづれもその安全性が大前提であることから、次の事項を併せ要請する。

四、原子力発電所の安全性については、国が、その全責任を負って対処すること。

五、原子力発電所の相次ぐ故障について、住民の信頼を回復し、安全性を確保するため、運転中の全原子力発電所の総点検を実施すること。

六、原子力発電所の周辺環境放射線測定については、その信頼性を回復するため、国の責任において、速やかに措置すること。

右決議する。

昭和四十九年二月二十六日

原子力発電所関係法案早期成立全国大会

原子力防災対策の実効性向上策として 原子力災害対策特別措置法(仮称)の 早期制定について

改0 平成11年4月27日

全国原子力発電所所在市町村協議会

(A) 現行防災対策の問題点

(1) 現行の災害対策基本法等の市町村の役割

現行の災害対策基本法の政令や原子力防災指針で、市町村の役割として定められた原子力防災業務の主なものは、広報措置、住民退避措置である。

(2) 市町村の問題点

しかしながら、特に住民退避措置は、予期しないときに、放射能被曝環境下で、短時間の内に、数百人から数千人の住民を退避避難させることは、極めて難しい業務である。

従って、市町村は、住民避難訓練の結果を踏まえても、この住民退避措置を確実には実行出来ないと、考えている。

(3) 市町村の問題点の詳細説明

(3-1) 原子力災害の特殊性について

①高度な専門的知識と技術的習熟が必要。

原子力災害は、目に見えるものではなく、誰でもその災害の状況を把握したり進展を予測出来るものではない。さらに、初期対応や避難・退避・よう素等の防護措置などは何れをとっても極めて高度な知識と技術を要するものであり、市町村で対応するには困難なものである。

②原子力災害は極めて広範囲。

原子力災害は極めて広範囲に及ぶことは十分に予測され、その対策も市町村・県等の行政区域を超えて広域的な対策が求められるのは必至である。

③パニックに対する対応も出来ない。

放射線(能)は五感に感じない物に対する恐怖感が先行し、必要以上に住民が混乱することも予測される。これを防ぐには、信頼ある機関が正確に判断し正確な情報を提供することであるが、市町村は事故の正確な判断が出来ない。

(3-2) 市町村の位置付けについて

①原子力災害は、国の一元的な安全規制の延長線上のもの

自然災害とは異なり、原子力災害は事業者の安全管理の失敗や国の安全規制の破綻から発生するもので、国や事業者のみが最もよく事故の態様を把握できる立場にある。

従って、その災害対策も、連続して実施すべきである。

②自然災害と同一法律で扱うことは、全く無理

市町村の防災対策者がリアルタイムで災害状況を把握し、防災対策を出来る自然災害と、これと全く異なる原子力災害を、同一法律で扱うことは全く無理である。

③事故の態様を把握出来ない市町村に、その対策を負わせる不合理

原発の安全規制は国が一元的に行い、失敗の後始末を市町村に負わせている現在の防災体系は、立地自治体として、理解も納得も出来るものでもない。

④災害対策基本法の対象とした経緯が不明確

自然災害を主体とした災害対策基本法に、昭和30年代後半において慎重な議論をした形跡もなく、『政令』により、原子力災害をこの法の対象として位置付けている。

(3-3) 避難措置について

①避難道路、避難施設等の整備の必要性

原発の立地地点は過疎地が多く、避難道路や避難施設が不十分であり、これらの整備を必要とするが、市町村だけでは整備出来ない。

②陸上海上の避難輸送手段の整備の必要性

避難手段としてバス輸送を計画しているが、緊急的に車両や運転手の確保することが困難である。

このため、住民が日常的に使用している自家用車による避難を採用するよう検討すべきである。

(B) 改善策

- (1) 原子力事故の態様を明確にすべきである。

原子力事故の態様が不明確であることから、原子力災害の被害想定も各人まちまちとなる。防災対策の基本は、まず「どの程度の被害が予想されるか」から始まるので、事故想定・被害想定を明確にすべきである。

- (2) 防災の重点対策区域としている8～10kmの根拠を明確にすべき。

「10km以内は必要、10km以遠は必要なし」としているが、住民に納得のいく説明が出来ない。

- (3) 技術的能力・判断力をもつ防災機関を、現地に設置すべき。

原子力災害は、気象条件や地形、交通形態、人の出入り等に大きく影響され、それらを総合的に判断して短時間に対応を判断しなければならないと考えられる。

このため、常時、判断能力を持つ防災機関を設置し、緊急時に国が状況判断を行い、直接かつ迅速に指揮出来るようにすべきである。

さらに、原子力災害の特殊作業を行い得る『原子力レスキュー隊』を設置すべきである。

- (4) 国や事業者の責任として位置付けるべき。

原子力防災対策は、国や事業者の責任として位置付け、特に原発サイト外についても、米国のように事業者の責任として位置付けるべきである。

- (5) 市町村は原子力防災に協力する位置付けとすべきである。

現在の法体系では、立地市町村長にかかる負担は極めて重い。原発立地の円滑な対応の上でも大きなネックの一つとなっていると考える。

以上のとおり、

原子力災害は技術的・社会的観点から極めて特殊であることから、住民の安全を確保するため、原子力防災対策は国の一元的責任として明確に位置付け、「原子力災害対策特別措置法(仮称)」を早急に制定すべきである。

災害に関する特別法は下記の通り。

①石油コンビナート等災害防止法 昭和50年公布

昭和49年12月発生の三菱石油水島製油所の重油流失事故を契機に、石油コンビナート等に係る災害の発生・拡大防止のための総合的な施策の推進を図ることを目的。

「石油コンビナート等特別防災区域」を指定する。

(一の特別防災区域が二以上の都府県にわたって所在することも可能)

②大規模地震対策特別措置法 昭和53年公布

「東海地震発生」の余地を前提に、大規模地震による被害を少なくする事を目的。①と同じく、「地震防災対策強化地域」の指定を行う。

③地震防災対策特別措置法 平成7年公布

地震防災緊急事業五箇年計画の作成、国の財政上の特別措置、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図ることを目的。

④活動火山対策特別措置法 昭和48年公布

火山の爆発、火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、特別の措置を講じ、住民等の生命、生活、農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的。

安全確保体制の強化について

改0 H11, 4, 27

全国原子力発電所所在市町村協議会

(1) 国民の視点に立って安全性を厳しく監視する「国民の代理人」となる組織を創設する等、国の安全規制部門の抜本的な改革を図るべきである。

①原発に対し、国民が不安を持つのは、不自然な行為でなく、ごく自然な思いである。

②安全性について、いくら技術的に難しい説明をしても、国民は常日頃は関心もなく、国民の理解や関心を得るのは難しいだろう。

③国民は、原子力の安全について、国を信頼せざるを得ない。

④国民の頼みとすべき原子力安全委員会、原子力監督所管省庁は、『原子力の運転を守る電力の弁護人』であってはならない。

国民に代わって安全性を厳しく監視し、国民の視点に立ち、国民を守る『国民の代理人』となる組織を作ることが重要である。

⑤即ち、原子力の国民合意とは、安全規制に国民の信頼を得ること と考える。

⑥この際、行政改革に合わせて、安全規制部門の強化を図るべき。

(2) 原子炉内の安全上重要な機器でトラブルが発生していることや、使用済燃料輸送容器や溶接のデーター改ざん問題が発生していることから、その検査体制の強化を求める。

①原子炉内で安全上重要な機器のトラブルの発生は、立地住民や国民に原子力への不安感・不信感を一層募らせている。

- ・原子炉内のシュラウドのひび割れ

- 東電福島第1-2号 平成6年 6月29日発見

- ・制御棒作動不能

- 原電敦賀1号 平成9年10月23日発生

- 東電福島第2-1号 平成9年12月 5日発生

- ・中性子検出配管のひび割れ

- 中電浜岡1号 昭和63年9月17日発見

- 東電福島第1-4号 平成9年10月13日発見

- 東電福島第1-3号 平成9年12月 4日発見

②最近の事例では、検査官が監督すべきことが、マスコミなどによって初めて明るみに出る事例が多い。

- ・使用済燃料輸送容器データー改ざん

- 平成10年10月

- ・溶接データー改ざん

- 平成9年9月

③信頼回復のためにも、立地の大前提である安全確保のためにも、検査体制の強化を図るべきである。